（旧職域加算退職給付の支給の繰下げ等に関する経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この項及び次項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十条の二第二項の規定は、この政令の施行の日（次項及び第三項において「施行日」という。）の前日において、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（次項において「旧職域加算退職給付」という。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

2　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（次項において「なお効力を有する改正前地共済令」という。）第二十五条の四の二第一項及び第三項の規定は、施行日の前日において、旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

3　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第二項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の十六第一項並びに第三十条の二の二十第一項及び第二項の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
総務大臣　金子　恭之
文部科学大臣　末松　信介

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百二十号

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十三条の二第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「及び附則第七条の二」を「、附則第七条の二及び附則第七条の三の三」に改め、同条の表第十八条第三項の項中

「から法	から私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
（法	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法

を

二十五条におから法	から私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
（法	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法

」

に改め、同表に次のように加える。

附則第七条の三の三	法附則第十三条の二第一項ただし書	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法附則第十三条の二第一項ただし書
	平成二十四年一元化法	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

文部科学大臣　末松　信介
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百二十一号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「令和二年四月」を「令和四年四月」に、「五千三十円」を「五千二十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和四年三月以前の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一